令和9年度

甲　斐　市

放課後児童健全育成事業

（放課後児童クラブ）のしおり



甲斐市マスコットキャラクター「やはたいぬ」

目　次

１　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)とは

「甲斐市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」とは、保護者や同居者の就労等により、放課後帰宅しても家庭において適切な保育が受けられない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成及び、家庭において仕事と子育ての両立支援を図る事業です。

放課後児童支援員のもと、遊び・対話・創作・スポーツ活動等を通し、子どもたちの放課後の生活が安全にかつ有意義に過ごせるよう、また、本事業による集団生活を通して規律や協調性を養うことを目標に支援を行っています。

※放課後児童クラブは、学校や学習塾等の教育施設ではありませんので、宿題をすることは時間を設けて育成支援しますが、学習指導は行いません。



2 対象児童

市内に居住する小学校１年生から６年生の児童で、保護者や同居者が就労または病気療養、介護等により昼間家庭に居ない児童。

※保護者等の仕事が休みの時などは利用できません。

3 開室場所

市内の各小学校に隣接する児童館・児童センター内の児童クラブ室で行っています。
その他、小学校の空き教室や公共施設等を利用して開室している教室があります。

【開室場所一覧】

小学校区	教室名	開設場所	所在地
竜　王　小	竜王さわやか教室	竜王ふれあい館	篠原 2901-1
玉　幡　小	玉幡さわやか教室	玉幡児童館	西八幡 2671-2
竜 王 東 小	竜王東さわやか教室	竜王東児童センター	富竹新田 973-4
竜 王 北 小	竜王北さわやか教室	竜王北児童館	竜王 465
竜 王 南 小	竜王南さわやか教室	竜王南児童館	篠原 1232-1
竜 王 西 小	竜王西さわやか教室	竜王西児童館	西八幡 3855
敷　島　小	敷島ふれあい教室	敷島ふれあい中央児童館	島上条 240-3
敷 島 南 小	敷島みなみ教室	敷島みなみ児童館	長塚 595-1
敷 島 北 小	敷島なかよし教室	敷島なかよし児童館	島上条 1828-17
双 葉 東 小	双葉東ふれあい教室	双葉東児童館	龍地 6561-1
双 葉 西 小	双葉西ふれあい教室	双葉西児童館	志田 157

４ 開室時間及び休館日

【開室時間】

曜日等	開室時間
月曜日～金曜日（学校のある日）	授業終了後から午後７時まで
土曜日・学校休業日・長期休業（夏休み等）	午前８時から午後７時まで

※学校休業日とは、創立記念日や教育研修日などです。（学級閉鎖などは除く）

※土曜日・学校休業日・長期休業の利用については、事前申込みが必要です。

※学校の空き教室に入室している児童は、基本的に午後５時までとし、それ以降の時間は児童館内となります。（教室によって時間は前後する場合があります）

※延長保育はありません。午後７時は閉室時間となりますので、必ず時間内にお迎えをお願いします。ルールが守られない状況が続くと、退室となる場合があります。

※時間内に送迎できない場合は、ファミリーサポートセンター（℡055-277-1762）等の利用をご検討ください。

【休館日】

・日曜日、国民の祝日
・年末年始（１２月２９日～１月３日）
・年度末（３月３１日）※新年度のための準備日
・災害・感染症等（インフルエンザなど）による学校の臨時休校日

５ 送迎について

【平日（学校のある日）】

送り	授業終了後、児童が学校から直接来室します。
迎え	原則、保護者または保護者に代わる **18 歳以上の方**(※)のお迎えをお願いします。 ※事前に児童引取人として登録してある方に限ります。

【土曜日・学校休業日・長期休業】

送り	開室時間（午前８時）以降に、保護者または保護者に代わる **18 歳以上の方**の送りにより来室し、**必ず保護者等の方から職員へ直接引き渡してください。** ※児童館等の前で児童だけを降車すること、開室前に児童だけで待たせることは交通安全・防犯の面からも危険ですのでお止めください。 ※児童だけで教室へ来ることはできません。
迎え	原則、保護者または保護者に代わる **18 歳以上の方**(※)のお迎えをお願いします。 ※事前に児童引取人として登録してある方に限ります。

※児童館から塾や習い事へ通う場合は、児童館へ相談してください。

※やむを得ず保護者等がお迎えできない場合は、児童館へ相談してください。

【児童のみで帰宅する場合の注意事項】

㋐児童館から家までの順路を事前に決め、寄り道をせず帰るようにしてください。

㋑児童の安全のため、次の時間までには児童館から帰宅させます。

夏時間（４月～９月）午後５時、冬時間（10 月～３月）午後４時 30 分

6 利用負担金について

【利用負担金】・・・<u>児童１人あたり月額２，０００円</u>

夏休み（８月）利用の場合は、<u>８月のみ月額４，０００円</u>

※兄弟姉妹が同時に２人以上利用する場合、２人目は半額、３人目以降は無料です。

【納付方法】・・・口座振替

毎月末日（12 月は同月 25 日）に指定の口座から引落しされます。（その日が土・日・祝日の場合は翌営業日）

【手 続 き】・・・申込書受付時に口座振替依頼書を配布します。必要事項を記入、届出印を押印のうえ、<u>２週間以内に口座振替を依頼する金融機関窓口に提出してください。</u>なお、児童１人ごとに口座登録が必要なため、兄弟姉妹で申し込みする場合は、それぞれの児童分の口座振替依頼書を提出してください。<u>ただし、前年度登録した口座から変更が無い場合は提出不要です。</u>

ご利用できる金融機関

山梨中央銀行　本・支店　　山梨みらい農協　本・支店　　梨　北　農　協　本・支店
山梨信用金庫　本・支店　　甲府信用金庫　本・支店　　山梨県民信用組合　本・支店
ゆうちょ銀行
※ご利用できる金融機関に口座がない場合は、新規に口座の開設をお願いします。

【注意事項】

※利用負担金は、<u>出席の有無・日数にかかわらず、毎月口座振替となります。</u>日割り計算はされません。

※利用しない月の口座振替を停止するためには、児童館に「休室届」または「利用中止届」を<u>毎月末日までに</u>提出する必要があります。（末日が休館日の場合は前開館日）

※休室届等の提出が届出期日を過ぎた場合は、<u>その月の利用がない場合でも、利用負担金は口座振替されます。また、原則返還されません。</u>

※口座振替不能となった場合や、中途入室等で口座振替手続き中の場合は、納付書払いとなります。

放課後児童クラブ　利用負担金額（例）　　**（単位:円）**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	2,000	2,000	2,000	2,000	**4,000**	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
B	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
C	2,000			2,000	**4,000**				2,000	2,000		2,000

A…年間利用者（夏休み等の長期休業中の利用を含む毎月利用）
B…年間利用者（夏休み等の長期休業中は利用しない人）
C…長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）のみ利用する人

【利用負担金の減免について】

次に該当する世帯は、利用負担金の減免を受けることができますので、「甲斐市放課後児童健全育成事業利用負担金減免申請書」に必要書類を添付し、児童館へ提出してください。

① 前年度<u>（令和８年度）</u>住民税非課税世帯で、かつ、ひとり親世帯・・・全額免除

② 生活保護受給世帯・・・全額免除

※必要書類等、詳細は職員へお尋ねください。

7 利用申し込みについて

【４月から入室を希望する場合（新規・継続の利用申し込み）】

- 利用申し込みの受付は、**令和８年 11 月２日（月）～３０日（月）（土、日、祝日を除く）、午後１時～午後６時の間、各児童館にて行います。**
- 申し込み方法等の詳細については、各児童館までお問い合わせください。
- **既に入室している児童においても、毎年度、申し込みが必要です。**

【中途入室申し込み】

- 上記以外の期間においても入室を受け付けておりますが、各教室の定員が超えている場合は、入室待機、保留となる場合があります。
- 中途入室は、申し込み（受付）から入室（決定）まで２週間程かかりますので、事前の申し込みをお願いします。

【提出方法】

- 利用申込書に各自必要な添付資料(※)を添えて、通学（予定）している小学校区の児童館へ提出してください。（※「８ 利用申し込みに伴う提出書類について」参照）
- **提出の際は、ヒアリング（５～１０分程度）を実施しますので、必ず保護者の方が持参するようお願いします。**

8 利用申し込みに伴う提出書類について



【提出書類】※ボールペン等で記入してください。（鉛筆、消えるペンは不可）

□ 甲斐市放課後児童健全育成事業利用申込書 □ 児童状況書　　□ 誓約書	※児童１人につき１枚

【添付書類】※ボールペン等で記入してください。（鉛筆、消えるペンは不可）

事由によって提出書類が異なりますので、Ｐ８～９の「(参考) 放課後児童クラブ入室基準指数及び添付書類一覧」を参照し、各家庭の事由に応じた書類を提出してください。

事　由		添付（提出）書類
就労	正社(職)員	□ 就労証明書（必ず勤務先で記入）
	臨時社(職)員 パート・派遣等	□ 就労証明書（必ず勤務先で記入） □ 直近の給与明細書及びシフト表（給与明細書は、返却します。）
	自営業	□ 就労証明書(事業主が記入) □ Ｒ７年分確定申告書の写し ※Ｒ８年分の確定申告後、申告書の写しを再度提出願います。
	農　業	
保護者の疾病等		□ 申立書　　□ 医師の診断書
介護・看護等を要する家族がいる		□ 申立書　　□ 障がい者手帳等の写し（該当者） □ 医師の診断書または介護保険被保険者証等の写し（該当者）
母の出産		□ 母子手帳（出産予定日または出産日の記載部分）の写し
その他特殊事情		□ 申立書　　□ 事情のわかる書類等

※必要な添付書類については、同居している方、全員分を提出してください。
※兄弟姉妹で同時に申込む場合、２人目以降の添付書類についてはコピー可です。
※シフト勤務の方については、利用決定後もシフト表の提出をお願いする場合があります。
※土曜日利用は毎月申請が必要となり、シフト表の提出をお願いする場合があります。

9 利用決定について

・申込書受付後、提出書類に基づき保護者等の状況を調査します。
（必要に応じ、就労先へ問い合わせする場合がありますので、予めご了承願います。）
・入室基準に基づき利用の可否を決定した後、利用許可者には**『利用決定通知書』**を送付します。また、却下等の場合はその旨の通知書を送付します。
・利用決定には優先順位があります。※詳しくは、P9の下段をご参照ください。

【次に該当する場合は、却下・保留（待機）になることがあります。】
・同居者及び同一敷地内の別居者が未就労の場合。（病気療養や介護等を除く。）
・両親が自宅自営で就労しているが、どちらかが児童の保育が可能な場合。
・安全確保を図るため各教室に定員を定めているため、定員に達した場合、待機になることがあります。

10 安全面について

ケガ等の安全面には十分留意して支援にあたりますが、万一事故等が起こった場合や体調が悪くなった場合は、緊急連絡先に連絡をしますのでお迎えをお願いします。
万が一のケガ等に備え、各家庭で傷害保険への加入をお勧めします。

11 持ち物について

・ハンカチ
・着替え…下着等の着替えが必要な場合は、袋に入れてお持ちください。
※全ての持ち物には、必ず名前をフルネームで書いてください。

12 お弁当について

・土曜日や長期休業中等にお弁当持参での利用を希望する場合は、事前に申込書の提出が必要です。
・児童が現金を持参し、お弁当やパン等を買いに行くことはできません。



13 ご家庭からの連絡について

次の場合は、児童館へご連絡ください。
なお、児童からの口頭での連絡はお受けできません。**必ず保護者がご連絡ください。**



◇欠席の場合や、帰宅・お迎え時間が変更となった場合
欠席、帰宅時間の変更は、**スクリレ（欠席等連絡用アプリ）または電話**でお知らせください。
※出欠席の予定を変更する場合は、学校とは別に**必ず児童館へご連絡ください。**

◇児童の健康状態等、注意が必要な場合
お子さんが休みにケガをしてしまったなど、職員に伝えておきたいことがありましたら、ご連絡をお願いします。

◇通常の送迎者以外の人がお迎えに来る場合

普段と送迎者が異なる場合は、**必ず事前にご連絡をお願いします。**

※連絡がなく、面識のない方が突然お迎えに来た場合、児童の安全を考え、引渡しすることはできません。

住所・電話番号・家族の状況・保護者の勤務先や就労状況、減免理由など、申込時から変更があった場合は、速やかに児童館へご連絡ください。

14 休室について

１か月以上利用しない場合は、当該月の末日までに児童館へ『**休室届**』を提出してください。（その日が休館日の場合は前開館日）

休室期間中は利用負担金の口座振替を停止します。

なお、休室届が未届けの場合や提出が届出期日を過ぎた場合、利用負担金は口座振替され返還されませんのでご注意ください。

なお、正当な理由がなく３か月を超えて休室する場合は、退室となります。

15 退室について

退室する場合は、当該月の末日までに児童館へ『**利用中止届**』を提出してください。（その日が休館日の場合は前開館日）

なお、利用中止届が未届けの場合や提出が届出期日を過ぎた場合は、利用負担金は口座振替され返還されませんのでご注意ください。

また、次のいずれかに該当すると認められた場合は、退室していただきます。

（１）保護者等による適切な保育が受けられるようになった場合

（２）利用負担金を滞納した場合

（３）利用申込書や添付（提出）書類等に、虚偽や不正があった場合

（４）児童館職員の繰り返しの指導、注意に従わない場合、または暴言、暴力を繰り返し、児童クラブ運営に支障があると認められるとき

16 感染症(伝染病)による利用の制限について

集団生活の場である教室において伝染病の集団発生・まん延を防止するため、学校保健法施行規則において規定されている伝染病にかかった場合やその疑いがある場合は、児童の利用を制限します。なお、登校が可能となった場合は利用を再開します。

※長期休業中に利用制限に該当した場合は、利用再開前に、学校へ提出する治癒証明書等を児童館へ提出してください。

※感染症等により、学年（学級）閉鎖・短縮授業になったクラスの児童は、健康でも児童館を利用することができません。

17 非常時の対応について

・台風や大雪等の自然災害や、事件・事故により学校が臨時休校や一斉下校（短縮授業）等になった場合は、学校の判断に準じて教室はお休みになります。学校での対応となりますのでご承知おきください。

・災害発生時や発生が予想される場合は、状況により、自主的なお迎えをお願いします。

・児童が児童館にいる時に災害が発生した場合、**『児童引取人登録書』**を用いて引き渡しをします。学校にいる場合は、学校対応になります。



18 その他

・保護者の仕事が休みの日は、利用できません。また、業務終了後は速やかなお迎えをお願いします。

※本事業は、保護者が就労等で保育できない場合に、家庭に代わる生活の場を提供するものです。事業の趣旨をご理解いただくとともに、お子さんの健全育成のためにも、できる限り一緒の時間を過ごされますようお願いします。

・児童本人の故意により施設や他人の所有物に破損等が生じた場合は、弁償となります。

・送迎時の保護者による施設（駐車場等）の破損も同様ですので、ご注意ください。

・お子さんの体調や生活リズムを考慮していただき、なるべく早めのお迎えをお願いします。

その他、ご不明な点につきましては、各児童館または甲斐市子育て支援課までお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせは…

小学校区	開設場所	電話番号
竜　王　小	竜王ふれあい館	055-278-2277
玉　幡　小	玉幡児童館	055-276-9656
竜王東小	竜王東児童センター	055-278-1178
竜王北小	竜王北児童館	055-279-1911
竜王南小	竜王南児童館	055-279-7666
竜王西小	竜王西児童館	055-279-3731
敷　島　小	敷島ふれあい中央児童館	055-277-9220
敷島南小	敷島みなみ児童館	055-277-9720
敷島北小	敷島なかよし児童館	055-277-1121
双葉東小	双葉東児童館	0551-28-1214
双葉西小	双葉西児童館	0551-28-4588

◇甲斐市 子育て健康部 子育て支援課 児童係　電話 ０５５－２７８－１６９２

（参考）放課後児童クラブ入室基準指数及び添付書類一覧

入室基準 番号	入室基準 類型	入室基準 細目		保護者の状況	基準指数	添付必要書類（保護者等）
1	居宅外就労	外勤（会社勤務） 自営業 農業		月２０日以上(午後２時から４時間以上の就労)	10	◎外勤（会社勤務）の場合 ① 就労証明書 ② 直近の給与明細書(写)（※正社員以外） ③ シフト表（正社員以外でシフト勤務の場合） ◎自営業の場合 ① 就労証明書 ② 営業許可書または確定申告書の写し ◎自営協力者の場合（専従者等） ① 就労証明書 ② 確定申告書の写し（専従者控除額がわかる部分） または青色事業専従者給与に関する届出書 または給与所得の源泉徴収票等 ※ 新規開業の場合は以下の書類 ① 就労証明書 ② 開業届出書
				月１６日～１９日(午後２時から４時間以上の就労)	9	
				月１２日～１５日(午後２時から４時間以上の就労)	8	
				月８日～１１日(午後２時から４時間以上の就労)	7	
				月８日未満(午後２時から４時間以上の就労)	6	
		上記の時間から１時間減少するごとに基準指数を１点減点とする（迎え時間含む）				
	居宅内就労	自営業 内職		月２０日以上(午後２時から４時間以上の就労)	9	
				月１６日～１９日(午後２時から４時間以上の就労)	8	
				月１２日～１５日(午後２時から４時間以上の就労)	7	
				月８日～１１日(午後２時から４時間以上の就労)	6	
				月８日未満(午後２時から４時間以上の就労)	5	
		上記の時間から１時間減少するごとに基準指数を１点減点とする（迎え時間含む）				
2	妊娠出産	出産		出産前3ヶ月、出産後3ヶ月以内	9	母子手帳の写し
3	保護者の疾病・障がい	疾病入院		おおむね１ヶ月以上の入院	11	① 申立書 ② 医師の診断書
		自宅療養	常時臥床（がしょう）	疾病のためおおむね１ヶ月以上の常時臥床（がしょう）	11	
			精神・伝染病	医師が長期加療（安静）を必要と診断したもの	11	
			一般療養	医師がおおむね１ヶ月以上加療（安静）を要すると診断したもの	8	
			その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	3	
		心身障害	１・２級 Ａ１・Ａ２	身体障害者・療育手帳を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	11	身体障害者・療育・精神障害者手帳の写し ※同等のもの ① 申立書 ② 医師の診断書
			３・４級 Ｂ１・Ｂ２	身体障害者・療育手帳を有する又は同等のもので、保育が困難な場合	7	
		精神障害	１・２級	精神障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	11	
			３級	精神障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が困難な場合	7	
4	同居の病人の介護等	居宅内介護・看護		常時介護・看護（食事・排泄・入浴の介護）が必要な場合 ※要介護3以上、または同等の状態にあるものが対象。（介護施設入居者は対象外）	9	① 申立書 ② 医師の診断書または介護保険被保険者証等
				定期的に介護・看護が必要な場合 ※要介護1～2、または同等の状態にあるものが対象。（介護施設入居者は対象外）	6	
		居宅外介護・看護		入院、通院、通所等を含む常時介護・看護（食事・排泄・入浴の介護）が必要の場合 ※要介護3以上、または同等の状態にあるものが対象。介護施設入居者は対象外	10	① 申立書 ② 医師の診断書または介護保険被保険者証等
				入院、通院、通所等を含む定期的な介護・看護（食事・排泄・入浴の介護）が必要の場合 ※要支援～要介護2、又はは同等の状態にあるものが対象。介護施設入居者は対象外	7	

入室基準			保護者の状況	基準指数	添付必要書類（保護者等）
番号	類型	細　　目			
5	ひとり親世帯		離婚、その他	**15**	ひとり親家庭等医療費受給者証の写し 児童扶養手当証書の写し など
6	求職・就労活動中 または職業訓練等の通学		求職のため、日中外出を常態としている場合。	**2**	◎ 求職中の場合、「ハローワーク受付カード」
			大学、専門学校、職業訓練等の学校等に通っている場合（自宅での通信教育は除く）	**―**	◎ 職業訓練等は、「在校証明」 基準指数は、居宅外就労に準ずる。
7	特殊事情世帯		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（虐待、配偶者からのDV、火災・風水害等で家屋が失われ復旧に当たっている世帯、配偶者の行方不明、収監等）	**20**	**要件等を証する書類等** ・ 行方不明は行方不明者届受理証明 ・ 収監は在監証明 ・ 罹災証明等 ※緊急性があるため、定員に達していても中途入室を認める。
調整基準	世帯の加算調整	生活保護家庭	生活保護法による被保護世帯	**10**	
		子どもの障がい	対象児童が障がいを有する世帯	**15**	身体・精神障害者手帳、療育手帳の写し ・同等のものは　① 申立書　② 医師の診断書
		兄弟入室	兄、姉、弟、妹が入室の世帯	**2**	
		失業世帯	生計中心者の失業による求職により日中外出が常態の世帯（母子・父子世帯を除く）	**3**	離職証明書、離職票、失業給付金の受給者証のいずれか一つ 生計中心者以外の保護者が家にいる場合は除く。
		児童の学年	小学校１～６年生	**15～1**	**・入室加算指数** １年生　15点　　２年生 14点　　３年生 13点 ４年生　 5点　　５年生　3点　　６年生　1点

※ 求職による入室者は、入室後１ヶ月以内に就労証明書等を提出してください。提出がない場合は退室となります。

※ 求職による入室者は年度１度のみとします。

※ 原則として、添付必要書類が提出できない場合は受け付けできません。

※ 調整基準は、世帯での加算となります。

例 ①　両親が月２０日以上勤務、午後２時から４時間以上の就労で、兄弟が入室する場合（学年１年生）
→10+10+15（学年加算）+2（兄弟入室）＝37点

例 ②　ひとり親が月２０日以上勤務、午後２時から４時間以上の就労をしている場合（学年２年生）
→10+15+14（学年加算）＝39点

（参考）保護者の基準指数が同点の場合の優先順位について

保護者双方の指数の合計が同一の場合、次の順位になります。

1	緊急性が高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
2	低学年児童の入室
3	ひとり親家庭の入室
4	小学生以下のこどもの数が多い順
5	入室申込児童が２名以上いる世帯

令和９年度

甲　斐　市

放課後児童健全育成事業

（放課後児童クラブ）のしおり



＜ 発　行 ＞

甲斐市 こども子育て健康部 子育て支援課 児童係

℡ ０５５－２７８－１６９２